

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第6回)
議事録

1 日 時：平成23年10月20日(木) 10時～11時55分

2 場 所：総務省8階 第1特別会議室

3 出席者：

(1) 委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、舟田委員、吉川委員

(2) 総務省

安藤総務課長、原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐、杉浦事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

4 模 様：

山内主査) おはようございます。それでは、そろそろお時間でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会第6回会合を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日の内容ですが、前回、論点整理ということで皆さんに御議論いただきました。それを本日は報告書骨子案という形でまとめていただきましたので、これについて議論したいと思います。今回と次回の議論で報告書案をまとめてまいりたいと思いますので、本日も御活発にきたんのないところで意見交換をしていただければと思います。

山内主査) それでは議事ですが、報告書骨子案ということで、まずは事務局から御説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

<資料6-1に基づき事務局から説明>

山内主査) どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました報告書骨子案についての議論に入りたいと思います。皆さんのきたんのない御意見を伺いたいと思います。特に、この場所について議論しましょうという、そういう区切りをしませんので、全体について議論を行いたいと思います。関連しているところもかなりあると思います。いかがでございましょう。何か御意見、御質問等でも結構でございますので、ございましたら御発言願います。

酒井主査代理) それでは、必ずしもこうしてくれということではないのですが、例えば1番目の技術的なNGNの関係ですが、ここに具体的な要望があること、技術的に可能であること、過度に経済的な負担がないことに留意という記載があります。確かにそのとおりでと思います。ただ、結構難しいのは、技術的に可能かといえば、大抵のものはすべて可能で、経済的にコストが高いか安いかだけの話です。では、本当に要望があったものをどのぐらいのことなら提供できるのか。その辺の兼ね合いだろうと思いますので、おそらく、これから各論ごとに、これは可能だけど相当高くなる、いや、それほど高くないとか、そういったことを議論していくのだろうなと思い、結論が出ているわけではないのですが、それから接続委員会の方という話もありましたけれども、やはりこれからもその辺の議論は大変だろうと思っております。

それから、二種の指定については、これもパーセンテージを少し見直すという、そういったお話もありましたのでそのとおりでと思います。禁止行為指定の話につきましては、やはりここで禁止行為指定を本当にドコモだけにするのが適当かどうかという話もあると思うのですが、同時に、それをそのまま行った場合に、31 ページの「他方」という記載の後で、「必要以上に制限することにより」とか、その次のページに「過剰な萎縮効果」と、「必要以上」とか「過剰」という言葉が結構使われています。定性的な話なので割とこれは難しいのですが、要するに具体的にある程度柔軟にしなければいけないだろうということと同時に、何ができて、何がいけないのかということが重要です。このようなところで完全に議論はできないと思いますが、しかし、ドコモならドコモの方で、ケース・バイ・ケースでこういうことはいいのか、こういうことは駄目なのかということで、それに対して丸バツがついたとすると、初めてこの段階でどこまでがドコモができなくて、ほかの会社はできるのかという、この整理もつく

思いますので、かえってそこはわかりやすくなるのかと思います。同時に、やはり国際というのは外国に出ていくだけではなくて、日本企業が強くなっていくということそのものも国際競争力のもとにもありますので、例えば技術開発をどこかと共同でやるのが禁じられるのかどうかというようなことになると、利用者の利点にもなりませんし、最後に国益上問題も出てきます。このあたりについて、何が本当にできないのかということについて、「過剰」とか「萎縮効果」というところの具合を少し具体的にどこかで示していただけると、むしろ具体的な例でわかりやすいかなという気がいたします。そこもある程度柔軟にさせていただいた方がいいだろうと思いますが、その例どおりでないといけませんという話になると、またこれは変わってきます。

全く同じような言葉が「ダムパイプ化」です。35 ページで、これはKDDIとドコモが気にしているというダムパイプ化ということで、要するに 35 ページの上の方に、「適正なリターンを確保しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような」と、接続が義務になっているときに、いろいろなMVNOが非常に参入しやすくていいとは思いますが、同時に、例えば震災が起きても何しても最後はMNOが頑張らないと、そのインフラは確保できないので、MNOがむしろそのところで自由をそがれるような話になってしまうと、設備を作らないほうが得だという話になってしまい、非常に問題ですので、このあたりも、ルールの見直しも含めてかなり柔軟に考えていかなければいけないのではないかと、そのような印象を持ちました。以上です。

山内主査) ありがとうございます。

具体的にこの文章をということではなくということでしょうか。

酒井主査代理) 最後の文章のときに、少し「柔軟に」とか、何かそういう言葉を入れて、あまりがちがちにしない方がいいのではないかとと思います。

山内主査) それは事務局に少し御検討いただくということをお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、吉川委員。

吉川委員) 今の酒井先生のことと関係して、文章面で私も少し違和感を感じたのは、31 ページの「考え方」で、「禁止行為規制を始めとする我が国の制度は海外における事業展開を妨げるものではないことから、基本的に国際競争力を阻害するものではないと考えられる」とあります。日本の制度は制度で、海外の制度は制度で、別に海外のことは禁じてはいませんから、どうぞ自由にやってくださいというように

聞こえるのですが、実際のM&Aは、大体もうグローバルに通用するような会社を買収するとかというケースが多いために、日本の制度は日本の制度です、海外の制度は海外の制度ですというふうな区切りが今、難しくなっているだろうと思ひまして、「国際競争を阻害するものではないと考えられるのではないか」というのは、少し強過ぎる表現というか、少し影響が出てきているのではないかと考えています。それが1点目です。

それから、34 ページ、先ほどのダムパイプの話ですが、従来のMNOを中心とする垂直統合モデルがガラパゴス化を招いたということですが、海外は最初からダムパイプでしたが、おそらく、日本はこれからガラパゴス化から急速にダムパイプ化する懸念はあると思います。結果として競争に負けてしまったということであれば仕方がないと思うのです。海外のプレーヤーだって、技術革新がこれだけ激しく起きていると、例えば5年、10年ずっとその地位を保てるかどうかはわからないと思うのですが、やはり日本の制度はもしかするとダムパイプ化を促進しやすい可能性はあるかなと思います。何が最大の懸念かという、もちろん禁止行為規制とか、MVNOの接続義務もあると思うのですが、私が気になっているのは、総務省が、36 ページに書いていらっしゃるプラットフォームレイヤーにはあまり口出しできないとか、監視しにくいというところだと思っているのです。あるプラットフォームを海外のプラットフォームに押さえられたとして、もちろんユーザーとして、日本人が海外のプレーヤーのプラットフォームを使えるということはいい面もあるのですが、やはり独占力、寡占が高まってくると悪影響が出てきます。これに対して、総務省というのは実は直接的には今、関与できないというところが一番大きくて、この辺は少し気にする必要があるのではないかと思います。

その意味で、先ほどおっしゃった表現で言うと、34 ページの「必ずしも我が国の現在の制度が大きな原因となっているものではないといえるのではないか」というのも、今の制度で大丈夫ですと言い切っているのかというのは少し疑問符が付くところだと思っています。

もう一ついいですか。それから、24 ページの上から 10 行目に、「周波数政策等との関係で、同考え方の見直しの必要性が生じるかどうかについて」という表現を入れていただいたのは、前回ぐらいに私が申し上げたことを反映していただいたのだと思います。気になっているのは、周波数政策と二種指定というのをどう連関させ

ますかということと合わせて、実はやはりMVNOのオープン化のことで。二種指定ですと約款ベースでの接続が義務づけられます。以前申し上げた、2.5GHz というのは少し違う表現なのですが、MVNOの実績報告の義務化という考え方で、ある意味でオープン化を促しています。さらに今後、前回申し上げたように、オークションという要素が入ってきますので、MVNOのオープン化の基準については、二種指定、あるいは周波数の周波数帯、さらにオークションの導入の有無という三つのパラメータの概念が今、どうも混在しているというふうに考えています。今度、多分、900MHz 帯の開設指針案が近々発表されると思うのですが、これは非常に皆さん注目していらっしゃると思うのですが、ここである特定の事業者さんは、MVNOのオープン化をうちはやりますというふうにおっしゃっているのですが、これについても概念整理が必要なのかなと思っていて、一体何をもってオープン化を義務づけているのかというあたりを、24 ページもそうなのですが、MVNOのあたりの表現でも少し今後の検討課題として明示的に入れておく必要があるのではないかと、このように考えています。以上です。

山内主査) ありがとうございます。

そうすると、31 ページのところと 34 ページのところ、両方ともどちらかという国際との関係と日本の制度との関係について、もう少し考え方を整理すべきということでしょうか。

吉川委員) そうです。平たく言うと、ガラパゴス化に懲りてなまを吹くではないですけど、少しパラダイムが変わってきていると思うのです。その環境認識は我々として持っていますというメッセージは要るのだと思うのです。

山内主査) なるほど。少しその辺については事務局で検討していただいて、もしも具体的なことがあったら吉川委員とまた相談してください。

それから、24 ページのところは、そういう認識を持つということをどこかに記載していただければと思います。

吉川委員) 24 ページの表現はこれでいいと思うのですが、MVNOのガイドラインといいましょうか、そこに今も 2.5GHzで行っているように実績報告の義務化というような考え方とガイドラインがどのように関係するのかというあたりを、少し明示的に示した方がいいのではないかと思います。

山内主査) わかりました。少しそれも検討していただきたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

清原委員) 私も、酒井先生と吉川先生が御指摘されたダムパイプ化のところでも少し気になったところがあります。34 ページの、「自らのビジネスモデルを柔軟に構築・実施することが可能な環境を整備することが一層求められるのではないか」というのは、もちろんそうだと思うのです。ただ、そうすると、例えばデータ通信料が増え過ぎたことによって、アメリカのベライゾンやAT&Tが定額制をやめて従量制に移行するといったようなことが進むのではないのかなと思います。つまり、MNOが生き残るために自分たちでどうにかしなさいという、おそらくそういう方向に行く可能性が高いのではないかと思うのです。ですので、吉川先生がおっしゃったような、最終的に必ずしも我が国の現在の制度が大きな原因となっているものではないと言えるかというところで、もしかしたら今のところは問題ないのかもしれませんが、少なくとも今後、この問題を注視していく必要があると思うというぐらいの認識は書いておいていただけたらいいのではないのかなと思いました。

山内主査) 34 ページの一番下のところですね。

清原委員) はい。

山内主査) これも御検討いただくということです。

舟田委員) 吉川さんのおっしゃった 31 ページの上のところですね。31 ページの上から9行目、我が国の制度は海外における事業展開を妨げるものではないことから云々と。ここで考えている海外における事業展開というのは、先ほど少し吉川さんのおっしゃったように、海外投資や、日本のキャリアが海外のキャリアと提携するとか、買収するというのを頭に置いているのでしょうか、おっしゃる趣旨はそういうことだけではないと吉川さんとしては言いたいわけですよ。もしそうだとしたら、もちろん、現在の問題は外国の制度の問題ですということになってしまうのですが、どういう意味で国際競争力を阻害するのか。例えばどういうことがあり得るのでしょうか。

吉川委員) 上位レイヤーで複数国で事業展開しているような会社をもし仮に買収したとして、日本でだけは出資形態を、子会社をわざわざ作らなくてはいけない、海外は直接出資でいいとか、そのようなパターンになるだろうと考えています。これは具体的な例がないとわからないのですが、私が申し上げたいのは、日本は日本です、海外は海外ですというふうに制度が区切られているように見えるのですが、実際はM&Aといったら、複数国で事業を行っている企業を買うというケースが

多分これから増えるのだらうと思うのです。そのときに、その会社を直接買えればいいのですが、わざわざ、日本の制度があるので日本法人を作らなくてはいけなとか、そのような形に会社形態を変えないといけなという事態が起こるのではないかということです。

舟田委員) 先ほど委員がおっしゃった数カ国にまたがって、あるキャリアなりあるメーカーが同じようなサービス展開を始めるということが一番大きいですよ。もちろんそれはアメリカ発のグーグルとかアップルということもあり得るし、あるいは日本のキャリアでも、日本のサービスを同じようなことでアメリカなりヨーロッパなりに展開したいという場合があります。いわばサービスレベルでの国際的な広がりというものを実行したときに、やはり日本の電気通信制度と海外の制度との比較というのは問題になるだらうと思います。その観点から言いますと、おそらく日本が一番オープンだと思うのです。

この話は話をし出すと少しきつい話なのですが、特にMVNOに対して一番オープンなのは日本だらうと思います。特に接続拒否事例が非常に厳しく制限され、運用されています。あるいは、MVNOが何をMNOに要求することができるかについても、基本的にオープン化の方向ということになっているという意味では、特に海外キャリアにとって日本が一番オープンな市場であって、それ自体が悪いとは思わないのですが、逆に日本の企業が国際展開するという逆の方向を考えると、少しアンバランスが生じているという気がしているのです。

我が国の電気通信事業政策としては一貫して自由化なり競争促進をしてきましたから、このように言うとは逆行した発言をするような気もいたしますが、しかし、国際的なバランスということも若干考えていいのではないかという気がいたします。それを少し発言させていただいて、皆様で、今後検討していただきたいということが一つです。

それから、もう一つは、31 ページのちょうど真ん中あたりです。現時点においては、NTTドコモのシェア等を考えれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた云々というところで、この関係事業者等は何を意味するか。つまり、株式保有の関係から、NTT持ち株会社、あるいはそのグループ化ということなのか、それとももっと広い意味を持っているのかということです。

富岡補佐) 御質問の件ですが、ちょうど脚注 25 に総務省と公正取引委員会の共同

ガイドラインを引用しております。関係事業者との排他的提携を禁止するという具体例がこの公正取引委員会の共同ガイドラインに出ておりまして、その中で関係事業者とは何かということの定義も置かれています。ここの脚注にありますとおり、「自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう」となっておりますので、この定義に従うと、NTTドコモとNTTグループを当てはめれば、他のグループ会社も入ってくるということにはなりません。

舟田委員) これは何回も発言しているところですが、禁止行為規制というのは、二種だけが相手ではないということです。一種というのですか、NTT東西に対して厳しく適用されるべきものだろうと思いますけれども、そういう意味で逆に、二種に対してどういう趣旨で書けるかということで、どこかに市場支配力という意味ではないというような文章があつて、少し驚きました。28 ページの下から 29 ページ、私はよくわからなかったのですが、29 ページの上を見ると、禁止行為をかける基準は市場支配的な事業者ということではないという書き方になっているのですか。

富岡補佐) この点は、禁止行為の規制の対象はやはり市場支配的な事業者という考えです。ここの考え方は、現在の禁止行為規制の適用基準として、まず二種指定設備を持っている事業者であること、その上に、収益シェア 25%超というのがあるのですが、収益シェア 25%超を満たす、イコール市場支配的な事業者ではないですよということです。

舟田委員) そういう意味なのですね。すごくわかりにくいですね。

富岡補佐) すみません。さらに、最後の条件として、「収益シェアの推移その他の事情」というものがあり、ここまで満たすと市場支配的な事業者として禁止行為規制の対象になると、そういう考え方でございます。

舟田委員) 28 ページの傍線はわかりました。そういう趣旨ですね。

富岡補佐) はい。

舟田委員) 29 ページの2行は、そういう趣旨には少し読みにくいです。少し文章を考えていただけますか。あるいは逆に、禁止行為の対象はやはり市場支配的な事業者と、そういうことを別に書いていただいても結構です。

そこで 31 ページに戻りますが、少し気になったのは、ドコモがある海外のキャリ

アと提携を結び、その際に販売提携だけではなくて資本提携も行うとします。これは下の定義でいきますと、重要な影響というのは何%か忘れましたが、例えば 20% ずつ株を持ち合う。あるいは、合弁会社でフィフティー・フィフティーでやるというと、不当な差別的取扱いに当てはまってしまいますか。つまり、そういう事例を除いてほしいという趣旨です。ここはまずは禁止行為の趣旨、特に不当な差別的取扱いはドコモとドコモの株を七十何%持っているNTT持ち株会社との関係が大事だよという文章を読みたいのですが、合弁会社等はどうなるのでしょうか。

大内補佐) 共同ガイドラインは資本関係を典型的な一つの基準としては書かせていただいておりますが、そのみならず重要な影響ですとか、経営に対する支配の状況等にかんがみて、総合的に判断するという表現になってございますので、実際にはどうしてもケース・バイ・ケースの判断をせざるを得ないということもあろうかと思えます。御指摘は御指摘として踏まえさせていただきますが、おそらく実際の運用のたびごとにいろいろな解釈が積み上がっていく側面もあるのではないかと考えております。

酒井主査代理) 今の点で1点よろしいですか。

山内主査) はい、どうぞ。

酒井主査代理) そうすると、どうも私もよくわかっていませんが、今の舟田先生の御質問は、おそらく、NTTグループとの排他的提携を禁止することだったと思うのですが、例えばNTTと全然関係がなく、なおかつ電気通信事業者でもない、例えば製造企業とか端末の販売会社とか、そういったところになると、これは禁止行為規制の対象に入らないのでしたか。

関口委員) そこが問題なのです。

大内補佐) まず、禁止行為規制は、法律の条文上は電気通信事業者との関係において特定の差別的な取扱いをしないようにと定めているものでありますので、基本的にはそれに基づいた考え方というのをしていく必要があるかと思えます。

酒井主査代理) 要するに、その辺になると、「必要以上に」という記載のところ、この事業展開という言葉とともに技術開発という言葉も入れてほしいぐらいなのです。要するに、技術開発を制限するというのだと、非常に問題だと思います。事業展開の一種ですけれども。

山内主査) なるほど。関口さん、どうぞ。

関口委員) この禁止行為規制をどのように今後運用していくかは非常に微妙で難しいところだと思っているのですが、少なくともNTTグループとして一体となって事業運営をしていくというのは、やはりほかの事業者さんにとって非常に脅威になる可能性が高いということです。ですから、そこはやはり歯どめとして禁止行為は外せないというのがあると思います。ただ、31 ページの下から4行目から、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携や事業展開を必要以上に制限することによって、結果的にユーザー云々で、ユーザー利便を損なうようなところまでの縛りはしないという、ここがおそらく、今の酒井先生の御懸念の箇所の解決の道だと思っているのです。

したがって、この禁止行為規制については、特に参考資料 33、34 というあたりを一緒に読まないとはよくわからないし、よく読んでも、なかなか、これだけ見て、ああ、そうかとわかる人は少ないのだとは思いますが、この禁止行為規制の指定ガイドラインの読み方ですとか、あるいは規制事項についての解釈は読めば読むほど深読みをし過ぎてしまって身動きがとれなくなってしまうというようなところがあるから、ここについてはガイドラインをもう少しクラリファイしていただくという形が必要だと思っています。そういう意味で 32 ページの4行目には、「共同ガイドラインの見直しを行う」等で一層の透明化を図るという形にしている、流れとしてはグループの一体運営みたいなことでの排他性は排除しつつ、NTTドコモだけが海外から提携企業にはこたえられないというような事態はできる限り避けていきたいという趣旨だと思うのです。

ここについては、書きぶりとしては非常に厳しいところですから、随分苦勞されているとは思いますが、結果的にわかりにくいことは事実ですし、それから、先ほど吉川先生が御指摘になられた 31 ページの(イ)の考え方の1つ目の丸のところ、海外の事業展開を妨げるものではないというのは、いわばフリーですよと言っているわけで、しかし、この点についても、先ほどの御指摘のように国際的なM&A等を考えると、ここだって影響があると思うのですが、直近の問題として、海外から提携希望が来たときに、ドコモだけ縛って提携できないようにしておくというのはいいのかどうかということを裏側から読むと、少なくとも外に出ていってしまえばフリーですよという、何というのか、ここは少し正面突破を避けた表現のように感じるのです。逆に、正面突破は書きにくかったのだろうというふうには推測するのですが、この禁止行為規制は非常に運用の面が強くて、先ほどの参考資料の 33 の第1項を見れば、

市場シェア 25%と書いてあるではないかと。だからKDDIも入るだろうということになるのですが、ガイドラインをよく見ると、そのシェアが1位だけでは即座には規定しない。そして、一定期間継続して 40%超過しないと該当しないという形で、結論としてはKDDIさんは排除して、ドコモさんだけがここに入ってくるような読み方をする。ですから、やはりここはもう少しクラリファイの必要があるだろうし、次の 34 の共同ガイドラインを含めて、運用面ではっきりしていくべきだと思います。

先ほど御指摘申し上げた 31 ページの下のところのNTTグループ以外の事業者、あるいは電気通信事業者ではない企業との提携といったことに及ぶかどうかについても、今後やはり文章化していく必要があるだろうと思っています。そのことがもう少しはっきりわかるような文章がいいのかもしれませんが、そのように読んであげたほうが親切かなと私は思っております。以上です。

山内主査) ありがとうございます。

皆さんがここについて御指摘なので、少し、クラリファイしたいと思うのですが、一つは、31 ページの考え方の1つ目の丸のところの表現で、基本的に現状の禁止行為規制が国際競争力を阻害するものではないと考えられるというのをどういうふうにするかというのが1点です。

それから、もう1点は、今、関口先生がおっしゃったことだと二つあって、一つは、禁止行為規制の内容そのものをクラリファイすることと、それからもう一つは、関係事業者というのをどう読むかというのをクラリファイする。これは舟田先生も問題提起されたところですね。いずれにしても 32 ページにあるように、ガイドライン等を明確にするのだというようなことも書かれていて、おそらく今、私が申し上げた前者はこういうところに入っているのかなと思います。後者の関係事業者等について、これをどのようにするか。皆さんの今の御指摘の点というのはある程度一致したような内容になっていると思うのですけれども、この辺についてはいかがですか。そういった考え方について、事務局としてどう考えますか。

古市課長) よろしいでしょうか。

山内主査) どうぞ。

古市課長) 先ほど、関口先生がおっしゃったとおり、資料6-2の 33 ページに禁止行為規制の概要というものがあまして、その下の方に規制事項ということで第3項、例えば今、一番議論になっております、排他的な取り扱いということに関しては、特

定の電気通信事業法の電気通信事業者に対し、不当に優先的、または不利な取り扱いをすることということになってございますので、例えば海外にいる電気通信事業法上、電気通信事業者でない者に対する取扱い、あるいはその提携というものについては、そもそも今の禁止行為規制の枠外ということだと思っています。

このガイドラインのところだけを見ると、自己の関係事業者、要するに事業者という書き方で何でも読めるような形に、ここだけ見ると読めるわけですがけれども、そもそも今の電気通信事業法第30条の範囲はこの資料の33ページにあるとおりでございます。おっしゃるとおり、そういった点で、今、ガイドラインを見てもわかりにくいところがあるかもしれませんので、先ほど、一層の透明化が図られる余地がないかどうか検討を進めるべきではないかというようなところもございましたが、そういったところも含めて今後検討していくということかと思っています。

舟田委員) この30条の禁止規定ですね、特定の電気通信事業者、ここで言っている電気通信事業者は日本の電気通信事業法上の電気通信事業者に限られるのですか。海外のキャリアは含まれない、海外の電気通信事業者は含まれない、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

古市課長) おっしゃるとおりです。

舟田委員) 同じように第3項第3号は、電気通信設備の製造業者もしくは販売業者とありますが、こちらはどうかでしょうか。これは日本の販売業者に限られるのかそれとも海外の販売業者も含むのか、この辺をはっきりしておかないといけませんし、実は独禁法で同じような問題があり、独禁法はかなり厳密に直しつつあるのです。ですから、製造業者または販売業者は、例えば海外の製造業者も含まれるとすると、何か提携をすれば必ずお互いに規律をし、干渉し合うのが提携の中身なものですから、禁止行為規制の対象になるというのは、過度の萎縮効果を生みがちなので、そこははっきりしておいた方がいい気がします。

もともとの第30条第3号の趣旨は、日本のメーカーに対するドコモの外販許諾の問題だったのです。おそらく、日本のメーカーだと思いますけれども、このままだと海外も読めてしまうのですね。

大内補佐) そこは、そもそも海外事業者は禁止行為規制のみならず、電気通信事業法全体との適用関係もございまして、より大きな議論になってくるかもしれません。もともとの禁止行為規制の考え方というのは、事前規制ということで極めて厳格

な規制を入れるということで平成13年に導入されたものでございます。その運用については、厳格に、慎重に運用していく必要があるのだらうと思っていますので、禁止行為規制があるからといって、いたずらに規制の範囲を広げていくような運用にはもともとしていないということでもございますので、骨子案に記述があるとおり、一定の明確化ができるのであれば、必要な形で明確化を図っていく必要性はあるのだらうと考えております。

おっしゃったとおり、第30条第3項第3号はもともと、いわゆる非電気通信事業者であっても、例えばメーカーですとか、もしくはコンテンツ事業者を含めて、それに対して不当な規律、干渉を行うことに限って事前規制の対象として導入したという経緯がございまして、そういった経緯も踏まえた議論が必要なのかなというふうに思います。

舟田委員) 繰り返してもう1度、事前規制、事後規制のお話をいたしますが、法律家の頭からすると、禁止規定は、これは事後規制なのです。しかし、総務省としては事前規制として運用しているのですね。したがって、何かをしたいときには、事前に総務省へ持って行って、法律上いいですかと聞いていて、それを事前規制と言っているのだと思いますけれども、もし、このような、非常に一般的な問題を事前規制として行うとしたら、本来は審査基準か、少なくとも相談事例集みたいなのを公表した方が本当はいいのです。公取はこれについて、きつく産業界に批判されて、事前相談集というのを出しています。禁止行為規制の場合は対象が少ないものだから、事前相談を公表するというのはやりづらいというのはよくわかるのです。しかし、ガイドラインか何かの形で、少し具体的に書いた方がいいような気がするのの一つです。

もう一つは、すべて不当と書いてありますが、これは最初に入れた趣旨からいって、明らかに市場支配力の濫用、あるいは市場支配力を不当に強化することになるような行為を不当とするというのが私は正しい解釈ではないかと思えます。したがって、もう1度言いますと、排他的な取引を全部駄目というようなことにはならないはずで、ある提携を事前に持ってきたら、そのことが競争阻害的に働くのか、あるいはその提携によってまた一段と違った形の競争が生まれるという競争促進的なのか、それとも制限的なのか、あるいは市場支配力を不当に強化することになるのか、その辺を見るというふうに読んで、運用していただきたいと思えます。

もし、31 ページの3番目の丸の文章ですね、最後のところに記載のある、「現行の規制内容を見直すことが必要とまでは言えない」ということについて、もし、現行の規制内容が今、私が言ったことであれば賛成ですが、もしこれよりもっと強く規制しているというのであれば、私は少しここは賛成できないということです。もともとの趣旨が市場支配力の規制ということなので、おそらく、先ほどおっしゃったようなことであると思いますから、そうであれば、ここはこのままでも結構ですけれども、そこは少しはっきりした方がいいのかなと思います。ですから、私が今、言ったような意味で運用しているのであれば、現行の禁止行為規制を緩和する必要はないと思います。しかし、もう少し強く規制しているというのであれば、少し書き直すべきではないかと思います。

山内主査) 具体的に、意図としてはどういうふうに解釈されるのでしょうか。

大内補佐) そこはもともと、先ほど申し上げたとおり、行政としてここについては極めて厳正に、慎重に運用しているところがございますので、その不当性の解釈を、疑念が持たれるような形で拡大解釈しているということは実態としてもございませんので、委員の御懸念には当たらないと思います。ただし、例えば共同ガイドラインの中で、排他的な共同営業等を一つの例示としてさせていただいておりますが、仮にそれが不明確というのであれば、そのさらなる明確化、透明化に向けた検討の必要性があるのではないかという問題意識も他方では持っておりますので、そういった形での記述にこの骨子案の上ではさせていただいているということでございます。

ですので、実際の運用としては、我々としては極めて慎重にやらせていただいております。

山内主査) ということであれば、舟田先生の御指摘に沿った解釈というふうな理解だと思っておりますので、大きく文章を直す必要はないかなと思いますが、ただ、皆さん御指摘の明確化というところには非常に重要な点があるので、今も既にそういう記述がありますけれども、これについてももう少し説明を加えるなり、あるいは強調するなりという方向で修正をしていただければと思います。

先ほどの 31 ページの国際競争力を阻害する云々のところは、これは先ほど、舟田先生の御意見は、この今の表現でもいいのではないかと、そういう御趣旨で発言されたということによろしいですか。

舟田委員) 私が申し上げたのは、現在の、この禁止規定のところではなくて、特にM

VNO規制が特にアメリカと比べて非常にオープンになっているということに対する懸念なものですから、ここでこの文字を直してくれという趣旨ではございません。そういう発言をさせていただいて、議事録にとどめさせていただくということでそこは結構です。

山内主査) 一方で、吉川委員や関口委員は、ここについて若干の違和感があるということですね。

吉川委員) そうですね。そこまで、国際競争力を阻害しないとまで言っているのかという。微妙なのですが、影響することを懸念しています。

山内主査) このような御意見がありますので、少し御検討いただくということでお願いします。

舟田委員) もう一つ、先ほどの酒井さんの御意見、なるほどと思ったのですが、31 ページの禁止行為について、技術提携ですね。先ほど、競争に対する影響を見るべきだと言いましたが、伝統的に競争の現場に近いところから遠いところまでいろいろな提携がある。一番遠いのが技術開発で、特に、基礎技術です。特に、基礎技術なり、技術といってもいろいろなレベルがありますから一概には言えませんが、一般的には、何かを開発しましょう、共同開発なり技術提携というのは、競争の現場からは少し遠いと思います。リモートであるという言い方をするのですけれども、例えばサービス競争、1つのサービスを共同で提供する。これは一番競争に直撃するわけです。ですから、提携といっても、競争の距離によって競争を阻害するものか、あるいは逆に促進するものかという分け方があると。そういうことを少しお考えに入れて、今後運用していただきたいと思います。コメントだけです。

山内主査) ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

吉川委員) 54 ページの一番上のところです。公正競争レビュー制度で基盤整備率と基盤利用率の定点観測で、FTTH以外にCATVも入れましょうということが書いてあります。ちなみに、現在の基盤整備率のデータは51 ページの下に記載があって、基盤整備率が約 93%で、利用率が約 38%と出ています。それで、今回、ケーブルテレビも入れましょうということですが、53 ページの事業者の意見では、無線も含めたブロードバンド市場全体を考慮すべきという意見があります。もともと「光の道」というのは、実態は光ファイバに加えて電磁波といいますか、電波の道というふうに、電波の方もかなり重視しましょうということだったと思うので、無線のブロードバ

ンドは入れなくていいのかと思ひまして、「等」と書いてあるので無線も入るのかもしれませんが、無線もやはり今後、LTEが普及してきてWiMAXがどんどん伸びてきますと、整備率、利用率に貢献すると思うので、ウォッチの対象にしてはどうかと思います。

実態は、ただ、無線の場合は整備率といっても、ビル陰で電波が入らない場合どうするかというと非常に計測は難しいと思うのですが、無線でもブロードバンド化をしましょうというのが、ある意味で「光の道」の方針でもあったと思いますので、そのようにした方がいいかと思ひます。

山内主査) いかがですか。

富岡補佐) この点につきまして、確かに無線ブロードバンドというのも非常に重要なブロードバンドの手段になってきているとは思ひのですが、他方、携帯電話が今、一億二千数百万台普及している中で、これをそのまま入れると基盤利用率も一気に 100%に近くなるということで、ここに「等」と書いてございますのは、そういう可能性も一応念頭に入れつつ、少しまた検討を深めさせていただければと考えております。

山内主査) 評価して、政策をどう生かすかということもあるので、その面では無線を入れないものと入れたものと二つあってもいいのです。そのようなイメージで運営されたらよろしいのではないかと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

舟田委員) MVNOのところですが、33 ページの真ん中のところですが。先ほど少し触れましたように、接続応諾義務は日本では非常に厳格な解釈運用になっていて、私は数年前、非常に厳格に解釈すべきだということで、ドコモを厳しく批判して、具体的に例を挙げ、日本通信の要求は正当だということで強く主張して、論文まで書きました。

その後、いろいろな事態が、そのときに想定しなかった事態がいろいろ起きて、いろいろな接続事業者がいて、いろいろな接続の要求があるということで、私は、この四、五年、MVNOについては事業環境が大分変わってきたのではないかと思ひます。この 33 ページのここを直してほしいとは言ひませんが、「これまでの累次の解釈を整理し」ということの中身に、もう少し、資料 36 にあるようなことを、常識的に、例えば、電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるときとか、その辺、従

来は非常に厳しく解釈、運用されてきたと思いますけれども、普通の読み方で、これは不当に害するおそれがあるとか、第 33 条第1号も同様に、円滑な提供に支障が生ずる恐れがあるというところまでも含めるような解釈をしていただきたいという気がいたします。

ですから、これも発言だけで、修正の要求ではありませんが、「累次の解釈を整理し」ということをこういうふうに読みたいということでもあります。

もう一つ、35 ページの上ですが、これについては大変、私は賛成といいますか、その前のページ、MVNOの参入促進をしたことはいいことであると思います。MNOのダムパイプ化ということについては、それ自体、問題とすべきでないといえますか、もし仮に競争の結果、ダムパイプ化になるのなら、それはいいのだということだと思いますが、趣旨はそれで結構だと思います。

「ただし」として、35 ページ、MNOに対して「適正なリターンを確保」と記載があり、接続料のことですが、日本通信のときには結局、非常に両者の接続料の主張にけたが二つぐらい違うような違いが見られたのです。あのときはかなり長くかかりましたが、早期解決ということもあって決めたと思いますけれども、「適時適切にルールの見直しを行っていく」ということに、そういうことも含めてやっていただきたいなと思います。これもちょっと発言だけで結構です。

山内主査) ありがとうございます。この件はよろしゅうございますか。それでは、そのほかにいかがでしょうか。それでは、今日のところは大体御意見も出尽くしたかなと思います。

舟田委員) 動きは今後どうなるのですか。例えば、二種指定の見直しをしますね。そうすると、現在 10 月ですけれども、今後どういうスピードでどうなるのか。28 ページの上のところに、速やかに検討を行うとありますが、その辺を少しお聞きしたいなと思っています。

山内主査) これは事務局お願いします。

安東補佐) 一般論で申しますと、このような政策諮問をさせていただきますと、答申の中で法律を改正しましょう、ないしは省令、ガイドラインを改正しましょうということがございますと、答申をいただいた段階から検討を進めさせていただきますと、できる限り速やかに成案を得てまいることとなります。本件に関しましては、もし省令を改正するという場合には、情報通信行政・郵政行政審議会の方へお諮りするという

ことで手続を踏んでいくということになります。またそこでパブコメ議論というふうに続いていくと考えております。

いつ、どのように動くかという具体的なスケジュールはまだございませんが、答申をいただいた暁には速やかに検討をし、次のプロセスに進んでまいりたいと考えております。

舟田委員) 今年度中ぐらいに決着が着くのでしょうか。

安東補佐) 今の政策諮問は年内を目途に成案を得るように希望をさせていただいております。もし仮に 12 月に答申を得るという場合には、そこから速やかに検討を行うということで、できる限り早期に内容を固めて、諮問をまた行うということです。諮問を行いますと、またデュープロセスということで審議会の手続が進んでまいりますので、結論という意味で、審議会の答申を得て、規定を変えるということになるところまで考えると、もう少し時間を要することになろうかと思っております。

山内主査) よろしゅうございますか。それでは、議論も尽きないところですがけれども、時間の関係もございますので、本日の会合はこれで終了とさせていただこうと思っております。

本日の議論を踏まえまして、次回は報告書案を、御議論いただきたいと思っております。その後、11 月 1 日に本委員会の上位にございます電気通信事業政策部会に本委員会と電話網移行円滑化委員会の報告書をあわせた形で答申案をお示しすることになっております。

それでは、次回の日程等について事務局から御連絡をお願いいたします。

富岡補佐) 次回は、10 月 27 日、木曜日の 16 時からの開催を予定しております。場所は、総務省の地下 2 階の第 1 から第 3 会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

山内主査) それでは、以上で第 6 回の会合を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中、御出席を賜りましてどうもありがとうございました。

以上